

令和7年度 所定疾患施設療養費の算定について

【算定条件】

- 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することはみとめられないものであること。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
イ 肺炎 ロ 尿路感染症 ハ 帯状疱疹 ニ 蜂窩織炎 ホ 慢性心不全の増悪
- 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等に実施内容についての情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和7年度 所定疾患施設療養費 算定人数及び日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人 数	-	-	-	-	4	2	1	1	3	3			
日 数	-	-	-	-	25	9	7	7	12	16			

(内訳)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	-	-	-	-	1	1	0	0	0	0			
尿路感染症	-	-	-	-	3	1	1	1	3	3			
帯状疱疹	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0			
蜂窩織炎	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0			
慢性心不全 の憎悪	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0			
計	-	-	-	-	4	2	1	0	0	0			

(主な治療内容)

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生素の内服、抗生素の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など
尿路感染症	血液検査、尿検査、尿カテーテル挿入、抗菌薬の内服・点滴注射、水分補給(経口・点滴)など
帯状疱疹	—
蜂窩織炎	—
慢性心不全 の憎悪	—